



新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、豊田市独自の補助金制度を創設しました。雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金に、豊田市が上乗せし、補助金を交付します。

| | |
|------|--|
| 対象者 | 雇用調整助成金※、緊急雇用安定助成金の支給決定を受けた中小企業等 |
| 対象経費 | 令和2年4月1日から9月30日に、市内事業所で実施した休業に対する休業手当 ▶ 上限額 1事業所につき200万円 |
| 申請方法 | 国からの支給決定通知書の写し等を添付して市に別途申請 ▶ 郵送、オンライン申請、または直接持参 ▶ 申請期限 令和3年3月末日 ▶ 提出先 豊田市産業労働課（豊田市役所西庁舎7階） 〒471-8501 豊田市西町3丁目60 |



制度の詳細・申請書（様式）等のダウンロードは、QRコードからご確認ください。!!



※パソコンから確認をされる方は、豊田市公式ホームページのサイト内検索から、「豊田市中企業等雇用調整補助金」と検索して下さい。

■ 豊田市公式ホームページ
<https://www.city.toyota.aichi.jp>

サイト内検索 豊田市中企業等雇用調整補助金 検索



※令和2年6月12日付で、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金が大幅に拡充されました。

（上限日額は15,000円、中小企業の助成率は4/5か10/10）

その結果、市の上乗せ補助の交付対象となるのは、次のいずれかの場合となります。

- 雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の助成率が4/5（80%）である場合
- 雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金「助成額算定書」における「基準賃金額」に助成率を乗じた額が、15,000円（上限日額）を超える場合
※ただし、小規模事業主用様式により申請される場合は、「支給申請書」における「a. 休業手当額 × 助成率」が、「b. 上限日額 × 休業延べ日数」を超える場合

▶ 雇用調整助成金の詳細については、QRコードからご確認ください。

※パソコンから確認をされる方は、検索サイトにて「雇用調整助成金」と検索して下さい。



お問合せ先 豊田市産業労働課 Tel 0565-34-6774

- ▶ FAX 番号 0565-35-4317
- ▶ メールアドレス sangyou@city.toyota.aichi.jp
- ▶ 対応時間 午前8:30～午後5:15
- ▶ 場所 豊田市役所西庁舎7階（豊田市西町3丁目60）
- ▶ とよた産業ナビホームページ <https://sangyounavi.toyota.aichi.jp>





補助金の申請に必要な書類

申請をされる方は、下記の提出書類を揃え、産業労働課までご提出ください。

| 提出書類 | 確認事項等 |
|---|---|
| ①豊田市中心企業等雇用調整補助金交付申請書兼実績報告書（請求書）（様式第1号） | ・郵送又は持参での申請の場合は、捺印が必要 ・オンライン申請の場合は、捺印は不要 |
| ②雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金支給申請書の写し | ・国に提出したものに相違ないこと |
| ③雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金支給決定通知書の写し | |
| ④雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金助成額算定書の写し | ・国に提出したものに相違ないこと。 ※国の助成金の支給申請にあたり提出を要しない場合は、提出不要 |
| ⑤【国の助成金の申請後に、従業員に対し過去の休業手当を増額して追加支給し、国の助成金の再申請をされた事業主の方で、増額前の国の助成金申請に基づき、市補助金申請を済ませた方の場合】 元となる申請における雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の「支給申請書の写し」、「支給決定通知書の写し」、「助成額算定書の写し」 | ・国に提出したものに相違ないこと。 ※小規模事業主用様式により国の助成金支給申請を行った場合は、「助成額算定書の写し」は不要 |
| ⑥定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類 | |
| ⑦役員名簿（様式第2号） ※必ずしも、様式第2号を使用しなくてもよい | ・役員全員分の役職名、氏名、住所、生年月日が記載された書類であれば可 |
| ⑧事業所の実在が確認できる書類 | ・公共料金請求書（領収書）、最近事業所に届いた郵便物（消印のあるもの）、対象となる事業所が記載されたホームページやリーフレット等の写し ・休業を実施した市内事業所数が2事業所以上の場合のみ、要添付 |
| ⑨通帳又はキャッシュカードの写し | ・確認事項等に、口座番号及び口座名義人が確認できるもの |

1) オンライン申請、2) 郵送、3) 持参のいずれかで申請できます。 !!

※三密を避けるため、極力、オンライン申請又は郵送で提出をお願いします

1) オンライン申請 QRコードから、詳細をご確認ください。

（※パソコンから確認される方は、豊田市公式ホームページのサイト内検索から、「豊田市中心企業等雇用調整補助金」と検索して下さい。）

2) 郵送 申請書類を豊田市産業労働課まで、郵送してください。令和3年3月31日必着です。
なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送（送料は申請者の負担）してください。

3) 持参 申請書類を豊田市産業労働課まで、持参してください。

豊田市産業労働課 ▶ 場所 〒471-8501 豊田市西町3丁目60（豊田市役所西庁舎7階）

▶ 対応時間 午前8:30～午後5:15（平日のみ） ▶ 電話番号 0565-34-6774